

保護者の皆様へ

- 令和6年度 就学奨励費(通常学級)のお知らせ -

世田谷区では、通常学級に就学し、学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度がある児童・生徒がいるご家庭に対して、「就学奨励費」の支給を行っています。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、申請を希望される方は漏れなくお手続きくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる方

世田谷区在住で、区市町村立小・中学校に就学する、次の表に掲げる障害の程度に該当する児童・生徒がいるご家庭の保護者（特別支援学級の固定学級に就学している者を除く）

※世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へご相談ください。

(注) 学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校が対象とする障害の程度）

区分	障害の程度
視覚障害	両眼の視力（※1）がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベル（※2）がおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	(1) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの (2) 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	(1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの (2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	(1) 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力（眼鏡等）によって測定する。

※2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

(裏面に続きます)

2. 支給内容

世帯の所得額によって支給内容が異なります。なお、金額の詳細は認定通知送付の際に同封する「支給予定額表」でご確認いただけます。

	支給内容
支給対象基準額内の方	学用品費、校外授業費、修学旅行費、通学費（公共交通機関又は福祉タクシー等利用料） など
支給対象基準額を超過した方	通学費（公共交通機関又は福祉タクシー等利用料）

- ・通学費については、実費相当額を支給します。その他の費目は全て定額を支給します。
- ・福祉タクシー等利用料については、別途支給要件があります。詳細は別紙「福祉タクシー等を利用する場合の通学費の取扱いについて」をご確認ください。

《支給対象基準額の目安》

※上段太字は合計所得金額の目安、下段（ ）内は給与収入の目安

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
	約472万円 (約646万円)	約601万円 (約790万円)	約667万円 (約880万円)	約715万円 (約920万円)	約835万円 (約1040万円)	約945万円 (約1140万円)

- ・支給対象基準額はおおよその目安です。世帯員の年齢や、各種控除額によって変動します。
- ・世帯構成は、原則として令和5年12月31日現在の住民票によります。

3. 申請手続き

(1) 提出書類

①令和6年度 特別支援教育就学奨励費受給申請書

②障害の程度が判別できるもの（以下は例示です）

- ・視覚障害／肢体不自由 ⇒ 身体障害者手帳の写し、医師所見（=診察記録等）
- ・聴覚障害 ⇒ 身体障害者手帳の写し、オーディオグラム、医師所見
- ・知的障害 ⇒ 愛の手帳（療育手帳）の写し、医師所見
- ・病弱 ⇒ 身体障害者手帳の写し、医師所見

※その他にも状況により追加の書類をご提出いただく場合があります。

※①について、前年度末時点で認定を受けている方は、6月中旬頃にご自宅へ申請書を郵送いたします（希望されない場合は返送不要です）。

(2) 提出期限

令和7年2月21日（金）

(3) 提出先

下記提出先へ郵送 又は 持参してください。

(4) 審査結果の通知

ご提出いただいた翌月の末頃を目途に、ご自宅へ郵送でお送りいたします。

【提出・問い合わせ先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
世田谷区教育委員会事務局 学校教育課学務課学事係
電話：03-5432-2686